

全労金2014春季生活闘争ニュース第29号

《合意速報No.15》

近畿労組が関連会社との交渉を妥結しました！

近畿労組は、3月26日、関連会社との団体交渉において、交渉の妥結を確認しました。内容は、①契約・嘱託社員の基本給引き上げは、応じられない（要求は月額1,600円、時給10円）、②正社員の一時金は、0.6ヵ月+30,000円（要求は0.8ヵ月）、③契約・嘱託社員の一時金は、30,000円+10,000円～50,000円+20,000円（要求は30,000～50,000円）、④契約・嘱託社員の通勤手当は、月額支給上限を35,000円（要求通り）、とするものです。

団体交渉で関連会社からは、「この間の交渉で、会社の実力・現状について何度も説明してきたことから、事業の細部に渡って労組には理解を得たものと認識している。春闘では、どれだけ獲得できたかに焦点があたるが、会社としては、安心して働き続けられる職場づくりの観点で労使合意することができたと認識している。これは、通勤手当の引き上げ要求の回答でも示した通りで、この部分は非常に大きいと思っている。労使間で、安心して働き続けられる職場づくりの考え方は違うところもあるだろうが、到達点が一致しているのであれば、妥協点を必ず見出すことができると思っている。そういう意味では、どれだけ獲得できたか以上に、有意義な共通点を見い出せたと考える。今後は、労使で『安心して働き続けられる環境・職場づくり』をめざしていくことになるが、素晴らしい職場をつくっていくことが、強い会社を築くことになると確信している。今後も、労使のパートナーシップを発揮していきたい」等の見解が表明されました。

森下闘争委員長は、「今春闘にあたっては、会社を取り巻く環境や経営状況等を勘案するとともに、金庫・会社の将来を左右する重要な時期であることを十分に踏まえ、厳選した掛け値なしの要求を組み立てた。契約・嘱託社員の基本賃金改善については、このゾーンで具体的な回答を得るには至らなかったが、会社からは『働きがい高める環境整備』についての課題認識が示され、社員の働きがいの向上、諸課題の解決に向けた労働組合との協議を検討する旨が示された。年間一時金については、社員・組合員の協力し合う職場風土を後退させないために、アール・ワン移行や業務受託等の特段の奮闘に対して、会社からギリギリの判断・決断が示されたものと受け止めている。契約・嘱託社員の通勤手当の引き上げについては、有期契約労働者が安心して働き続けられる職場づくりという改正労働契約法の趣旨に沿った考え方が示され、労働組合の要求に応じていただけたものと受け止めている。昇給のある賃金制度や退職金制度、安定雇用・公正処遇の実現等々、課題は山積しているが、ろうきんビジネスサポートに働く社員・組合員が、さらに働きがいを感じられるような仕組みや制度に関して、協議により整備していきたい。労使双方でパー

トナーシップを発揮し、知恵を絞り合いたい」等の見解が表明されました。

なお、単組は、①契約・嘱託社員の基本給引き上げについては、一時金で要求を上回る回答とあわせて、要求内容に関連した正社員も含めた人事・賃金制度の整備に対する問題意識が披瀝され、今後の労使協議の中で改善を検討していく考えが示された、②通勤手当については、有期契約労働者が安心して働き続けられる職場づくりの観点で労使の認識を一致させることができた、等から交渉の妥結を判断しました。

*合意単組：12単組（3月26日16時10分現在）

静岡・北海道・北陸・中央・中国・セントラル・東海（金庫・関連）・四国
長野・新潟・九州（金庫・関連）・近畿（金庫・関連）

以 上